

保育所の入所受け付け がはじまります

平成19年4月に新しく保育所に入所する児童の受け付けを行いま す。入所を希望する方は、受付日(別表参照)にお子さんと一緒に 各保育所にお越しください。

なお、現在入所している児童については、各保育所を通じて継続 手続きの書類を配布します。



◇保育所に入所できるのは◇

児童の保護者や同居の親族の方が、次のいずれかの 事情にある場合です。

- ①家庭の外で仕事をするため、児童の保育ができない。 (会社員、パートなど)
- ②家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするた め、児童の保育ができない。(農業、自営業、内職など)
- ③死亡、行方不明等により親がいないため、児童の保 育ができない。
- ④親が出産の前後、病気、負傷、もしくは心身に障害 を有しているため、児童の保育ができない。
- ⑤家庭内に長期にわたる病人や心身に障害のある人が いて、保護者がその看護にあたっているため、児童 の保育ができない。
- ⑥家庭の災害(火災、風水害など)の復旧にあたって いるため、児童の保育ができない。
- ⑦ 前記①~⑥に類する状態にある。

◇入所の受け付け◇

受け付けの日程は別表のとおりです。午前9時から 正午までの間に各保育所にお越しください。広原保育 所のみ、おうめい保育園での受け付けになります。申 込書は各保育所、社会福祉課保育班および各支所福祉 室に用意してありますので、事前に受け取り、記入し たものを受付日にお持ちください。受付日に来られな い場合は、社会福祉課保育班・各支所福祉室でも1月 31日(水)まで受け付けます。

市外の保育所への入所を希望される方は、1月9日 火までに保育班へ申し込んでください。

※入所については、家庭で保育できない状態になった ときは、年度の途中でも随時受け付けます。ただし、 児童数や年齢等によって希望する保育所に入所でき ない場合がありますので、ご相談ください。

◇月額保育料◇

保育料は、保護者の所得によって異なります。前年 の所得税額や前年度の住民税の課税状況等により毎年 保育料を算出します。また、保育料には、給食費が含 まれます。

●3歳未満児 月額 5,000円~43,000円 ●3歳以上児 月額 3,000円~26,000円

問い合わせ先

社会福祉課保育班 ☎62-5313

入所受け付けの日程

受付時間は、午前9時~正午です。

保育 所名	受付日
旭市立ゆたか保育所	
旭市立日の出保育所	1月11日(木)
旭市立とみうら保育所	
旭市立共和保育所	
旭市立中央第一保育所	1月12日(金)
旭市立干潟保育所	
旭市立池の端保育所	
旭市立中央第二保育所	
旭市立中央第三保育所	1月15日(月)
サンライズベビーホーム (3歳未満児のみの施設)	

保育所名	受付日
旭市立海上保育所	
広原保育所 ^{※受け付けは} おうめい保育園	1月16日(火)
おうめい保育園	
鶴巻保育園	
旭市立飯岡中央保育所	
旭市立三川保育所	1月17日(水)
旭市立塙保育所	
ひかり保育園	
旭市立まんざい保育所	
旭市立古城保育所	1月18日(木)
干潟町中央保育園	



